

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田原市長 相馬 憲一

市町村名 (市町村コード)	大田原市 (09210)
地域名 (地域内農業集落名)	南金丸 (南金丸東部、南金丸中部、南金丸帰農、南金丸西部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月17日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区全体として、圃場整備済の農地は条件が良く、借り手も多いが、中には高齢化の進行等で、返したい意向の農業者もいる。
 南金丸地区は、圃場整備済であり耕作条件も良いので、農地の貸借についても地区内外で循環しており、圃場の再整備を検討する担い手が多い。機械利用組合が存在しているが、高齢化が進行し、機械等の更新が必要となってきた。
 南部地区は、圃場整備未実施であり、南金丸地区を比べると、耕作条件に恵まれていなく、さらに高低差があり、排水の問題もある。面積や高低差の問題等で圃場整備の実施が難しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本市の基幹作物である水稻を中心に、以下の作物の振興を図っていくとともに、新規作物の導入についても検討していく。
 また、農地の集積・集約についても認定農業者を中心に進めていきつつ、新規就農者の参入についても積極的に推進していく。
【耕種】水稻・麦・大豆・飼料作物・アスパラガス・ホウレンソウ・ニラ・ネギ・イチゴ
【その他】花木

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	322 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	322 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の全農地(用途地域やそれに準ずる地域は除く)を農業上の利用が行われる区域とし、また中山間地域の一部については保全・管理が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現在の利用権設定及び離農などによる農地の権利設定については農地中間管理機構を利用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、要望があれば農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の検討を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農希望者や「半農半X」希望者、他地区の担い手などの情報を幅広く収集し、関係機関(市、農業委員会、県、JA等)と情報共有しながら支援をしていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--